

第8回統計基準部会 議事概要

1 日 時：平成21年8月6日(木) 14:00～16:00

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 野村 浩二

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長

総務省：佐藤統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー（統計センター）

4 議 題：

(1) 課題の整理について

(2) 答申案文について

(3) その他

5 審議の概要：

(1) 課題の整理について

(課題と対応について)

事務局から、これまでの審議で課題とされた事項について説明を行い、了承された。

(分類名称の変更等について)

事務局から、分類名称の変更等について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

大分類K〔労務従事者〕の大分類名称については、事務局案のとおり「運搬・清掃・包装等従事者」とする。しかし、中分類項目において、バスケット項目の追加や中分類の名称が分かりづらいため、中分類「その他の労務従事者」を「包装従事者」及び「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に分割し、それぞれに小分類「包装従事者」及び「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に名称変更をすることとする。

(日本標準職業分類の一般原則について)

事務局から、日本標準職業分類の一般原則の部会修正案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

第2項「分類の適用と基準」については、「個人の雇用形態」との文言があるが、自営業主も想定されることから、「個人の就業形態」に修正する。

第2項「分類の適用と基準」において、分類の基準である仕事の内容の類似性を判断するための諸点の記載の仕方について議論が行われたが、最終的には原案を生かし、説明文の書きぶりを若干修正することとした。

その他、軽微な修正を行うこと以外は、了承された。

(2) 答申案文について

事務局から、答申案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

総務省統計局から世帯を対象とした統計調査においては、今回設定される職業分類を適用するに際して、規定どおりに適用できたか、今後検証していくことが必要である旨の発言があり、問題意識を共有することが確認された。

その他については、本日の議論を踏まえた修正を行うほかは、本案を答申案とすることが了承された。

(3) その他

部会長から、これまでの委員、専門委員等の協力に対して謝意が述べられ、閉会した。

今後の修正作業において、一般原則及び各大分類について、検討事項が生じた場合は、重要な事項については各委員へも諮ることとし、軽微な事項の場合は部会長と事務局に一任されることが了承された。

以 上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>